

# スキルアップ

## 研修

### 入局直後

参議院法制局に採用されると、まず採用時研修(参議院事務局主催の研修を含む。)があり、参議院法制局職員として、また公務員としての基本的な事柄についてガイダンスを受けます。

その後は、原則として、配属課において実際に立案作業に携わる中で、職務経験を積んでいくことになります。

### 立案研修

入局3年目までは、通常国会閉会後3週間程度の期間で立案研修を受けることになっています。これは、数人単位のグループを作り、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して、一連の立案作業のシミュレーションを行うものです。

上司や先輩のアドバイスのない中で、どうすれば依頼者を満足させつつ法制的な問題点をクリアできるのかを試行錯誤しながら、主な立案作業を一通り経験します。

また、より充実した研修となるよう、研修生が立案した立法政策骨子や法律案についてプレゼンテーションを行い、それに対し入局4年目以降の先輩職員が研修生に質問などを行う検討会や、それぞれのグループが立案した法律案を比較検討しながら研修生同士で議論する全体会議などが行われます。

非常にエキサイティングで、参議院法制局ならではの研修であるといえるでしょう。

### 参議院事務局などが主催する研修にも参加

上記のほか、英語研修をはじめ、メンタルヘルスやコミュニケーションに関する研修、説明能力向上研修、コーチング入門などの参議院事務局主催の研修を受けることができます。

人事院が主催する行政研修[課長補佐級・課長級]に参加する機会もあります。

研修以外にも、毎年、職務に関連するテーマについて有識者の講演会を聴講したり、意見交換をするなど、識見を深める機会を設けています。

立案研修  
指導者から



立案研修では頼れる上司はいません。自分たちで依頼内容を法制化する上での論点・課題を検討し、依頼者と協議をして、一つの法律案を作り上げなければなりません。3回の立案研修で一連の立案作業をメンバーとリーダーそれぞれの立場から経験して法律案の立案に必要な考える力や決断力を養い、一人前の法制局職員に育っていきます!



立案研修



英語研修



課長級行政研修

## 出向



阿部 高幸 第2部第2課 (平成24年入局)

自らの識見を深める機会として、省庁等への出向があります。

### 行政庁への出向を通じて得られた経験と実感

令和元年7月から約1年間、消費者庁に出向し、消費者団体訴訟制度を担当する部署の係長として、制度の担い手となる消費者団体への支援策の検討・実施、所管する行政手続のデジタル化に向けた検討等に携わりました。

出向を通じて、法令の解釈・運用や予算の要求・執行に携わる機会や、様々なバックグラウンドを持った方々と一緒に仕事を進めていく機会を持つことができたことは、今後の立案業務をしていく上で貴重な経験となりました。

出向して改めて実感したのは、議院法制局が法律案の立案に特化した組織であるということです。行政庁では、まず制定された所管法令があり、その中で事業の企画や予算の要求・執行を適切・迅速に進めていくことが基本となるため、必ずしも法令の立案業務の占める割合は大きくありません。一方、議院法制局は、依頼者である議員と協議を重ねながら、その政策を行政庁の所管にとらわれることなく法律案の形にすることが中心となる業務になるため、どの部署に配属されても法律案の立案に携わることになります。これが議院法制局の特徴であり、魅力の一つだと感じています。

## 国内出張・海外出張

### 国内出張

参議院法制局では、毎年、出張を通じて、行政の現場を視察したり、地方の実情を調査したりしています。法律が現場でどのように動いているのかを知ることのできる貴重な機会となっています。



### 海外出張

国内の出張とは別に、入局後早い段階から職員を定期的に海外に派遣しています。管理職になるまでに複数回の海外出張を行い、諸外国の法制度に関する調査研究を行います。

所管の分野について識見を深めるべく個別に旅程を組む場合もあれば、全米州議会議員連盟サミットに参加することもあります。



オーストラリア



全米州議会議員連盟サミット



エストニア

## 勤務条件

### 人事

#### ■身分

参議院法制局長に任命され国会職員(特別職の国家公務員)となります。

#### ■勤務地

東京都千代田区永田町にある参議院の施設で勤務することになります。ただし、出向等により一時的に勤務地を異にする場合があります。

#### ■その他

行政官庁の国家公務員の総合職試験採用者との均衡を考慮した待遇が行われます。

### 給与、勤務時間等

#### ■給料

行政官庁の国家公務員の総合職試験採用者と同等となります。

#### ■諸手当

地域手当、業務調整手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当等のほか、ボーナスとして期末手当・勤勉手当が支給されます。

#### ■勤務時間・休日

勤務時間は午前9時から午後5時45分まで(フレックスタイム制あり)、休日は土曜・日曜・祝日・年末年始です。

#### ■休暇等

行政官庁の国家公務員と同様、年次休暇(年間20日。ただし、1年目(4月入局の場合)は15日)、病欠休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、出産休暇、看護休暇等)及び介護休暇(6か月以内)があります。また、育児休業(子が満3歳になるまで)及び育児短時間勤務(子が小学校に入学するまで)の制度があります。

### 福利厚生

福利厚生は、参議院事務局と合同で、参議院全体を単位として行われています。

#### ■宿舎

参議院独自の宿舎として、独身寮が千代田区永田町、新宿区高田馬場及び調布市に、家族宿舎が世田谷区瀬田にあるほか、各府省合同の公務員宿舎もあります。

#### ■共済組合

職員は、参議院共済組合の組合員となり、各種の福利厚生を受けられます。